(案)

世田谷区本庁舎等整備工事技術提案型総合評価方式実施要綱

令和 2 年 4 月 日 2 世経理第 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、世田谷区本庁舎等整備工事(以下「本工事」という。)において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の10の2の規定により、入札の際に工事価格、施工実績、地域貢献及び施工上の工夫に係る技術提案を総合的に評価して落札者を決定する方式(以下「技術提案型総合評価方式」という。)を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

- 第2条 この要綱において使用する用語は、世田谷区契約事務規則(昭和39年3月世田谷区規則第4号。以下「契約事務規則」という。)において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1)評価値 第6条に規定する価格点、施工実績評価点、地域貢献評価点及 び技術提案評価点を合計した点数をいう。
- (2)技術評価点 第6条に規定する施工実績評価点、地域貢献評価点及び技 術提案評価点を合計した点数をいう。

(落札者の決定方法)

- 第3条 技術提案型総合評価方式においては、予定価格の制限の範囲内で入札 をした者のうち、第6条第1項に規定する評価値が最も高い者(以下この条 において「最高点者」という。)を落札者と決定する。
- 2 前項の規定にかかわらず、入札をした者が次に掲げる各号に該当する場合 は、当該入札をした者を落札者としないものとする。
- (1)世田谷区低入札価格調査制度要領(平成22年6月30日22世経理第245号)の規定により本工事に係る契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合
- (2)第5条に規定する実施要領で定める失格事由に該当する場合
- (3)入札をした者の技術評価点が第5条に規定する実施要領で定める失格基準に該当する場合

3 最高点者が2以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

(落札者決定基準)

第4条 令第167条の10の2第3項に規定する落札者決定基準には、評価基準、 評価の方法、落札者の決定基準及びその他必要な事項を定めるものとする。

(実施要領)

- 第5条 区長は、あらかじめ、前条に規定する落札者決定基準等を定めた世田 谷区本庁舎等整備工事技術提案型総合評価方式実施要領(以下「実施要領」 という。)を定めるものとする。
- 2 実施要領には次に掲げる事項を記載するものとする。
- (1)技術提案型総合評価方式を適用する理由
- (2) 求める施工実績、地域貢献及び技術提案(以下「技術提案等」という。) の内容、提出方法及び提出期限
- (3)技術提案等の評価項目、評価基準及び評価の方法
- (4)技術提案のヒアリングに関する事項
- (5)落札者の決定基準
- (6)技術提案等の取扱い
- (7)技術提案等が達成されなかったときの取扱い
- (8)その他必要と認める事項

(評価の方法)

- 第6条 技術提案型総合評価方式においては、価格点、施工実績評価点、地域 貢献評価点及び技術提案評価点を合計した評価値により評価を行うものとす る。
- 2 前項の価格点として付与する点数は、次の計算式により算出する。

価格点 = (式 $\times 0.13 +$ 式 $\times 0.87$)

式 (上限は150点とする。)

・最低入札価格について以下の式によって算定する基準値(A)を下回る場合は、基準値(A)とする。

基準値(A)=直接工事費×75%+共通仮設費×70%+現場管理費×70% +一般管理費等×30%+発生材売却費等

・最低入札価格と予定価格が同額の場合は、式 の値は150点とする。

式 (上限は150点とする。)

$$150 \times \left[\begin{array}{ccc} \hline$$
 予定価格 $-$ 入札価格 $\\ \hline$ 予定価格 $-$ 基準値(B) $\end{array} \right] \times \frac{1}{2}$

・基準値(B)は予定価格の 10 分の 7 から 10 分の 9 までの範囲内において以下の式によって定める。

基準値(B)=直接工事費×97%+共通仮設費×90%+現場管理費×90% +一般管理費等×55%+発生材売却費等

なお、この式による算定値が予定価格の 10 分の 7 を下回る場合は予定価格の 10 分の 7 の値とし、予定価格の 10 分の 9 を上回る場合は予定価格の 10 分の 9 の値とする。

- 3 前項の計算式のうち、基準値(A)及び基準値(B)の算定において、公共建築工事積算基準(以下この条において「積算基準」という。)における直接工事費は、直接工事費と現場管理費の一部に相当する額(以下この条において「現場管理費相当額」という。)により構成されているため、直接工事費の額は積算基準における直接工事費から現場管理費相当額を減じて得た額とし、現場管理費の額は積算基準における現場管理費の額に現場管理費相当額を加えて得た額とする。ただし、積算基準における直接工事費を直接工事費と現場管理費相当額に明確に区分することが困難な場合は、積算基準における直接工事費に10分の1を乗じて得た額を現場管理費相当額とする。
- 4 第1項の施工実績評価点として付与する点数は28点を上限とし、入札をした者及びその配置予定技術者(建設業法(昭和24年法律第100号)第26条に規定する主任技術者又は監理技術者として配置予定の者をいう。)の施工実績を評価する。評価する施工実績の内容、配点及び評価方法等は実施要領で定めるものとする。
- 5 第1項の地域貢献評価点として付与する点数は18点を上限とし、入札をした者が、本工事に伴って世田谷区内に所在する事業者に発注するものとして提案した金額を評価する。評価する発注の範囲、配点及び評価方法等は実施要領で定めるものとする。
- 6 第1項の技術提案評価点として付与する点数は104点を上限とし、入札をした者による技術提案を評価する。技術提案を求める内容、配点及び評価方

法等は実施要領で定めるものとする。

(審査委員会の設置等)

- 第7条 技術提案型総合評価方式における技術提案の評価等を行う組織として、 世田谷区本庁舎等整備総合評価審査委員会(以下「審査委員会」という。)を 設置するものとする。
- 2 審査委員会は、次の事項を所掌するものとする。
- (1)技術提案型総合評価方式における技術提案の評価に関すること。
- (2)前号に掲げるもののほか、本工事の施工者選定にあたり必要なこと。
- 3 審査委員会は、区長が学識経験者等から委嘱する者 6 名以内をもって組織 する。
- 4 委員の任期は、区長が委嘱した日から本工事に係る契約締結が完了する日 までとする。
- 5 世田谷区本庁舎等整備総合評価等検討委員会設置要綱第5条、第6条(第6項を除く。) 第7条及び第9条の規定は審査委員会に準用する。
- 6 審査委員会の事務は、庁舎整備担当部庁舎整備担当課において処理する。

(学識経験を有する者の意見聴取)

- 第8条 区長は、技術提案型総合評価方式を実施するにあたり、第4条に規定 する落札者決定基準を定めようとするときは、次に掲げる事項について、あ らかじめ、2人以上の学識経験を有する者(以下「学識経験者」という。)の 意見を聴かなければならない。
- (1)落札者決定基準を定めるに当たり留意すべき事項
- (2)落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要の有無
- 2 区長は、前項の規定による意見の聴取において、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、第 11 条の規定による評価後、落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

(入札公告に掲げる事項)

- 第9条 技術提案型総合評価方式を実施するときは、入札公告(入札説明書及び実施要領を含む。以下同じ。)において、契約事務規則第9条に規定する事項に加えて、次に掲げる事項を明示するものとする。
- (1)技術提案型総合評価方式により落札者を決定する旨
- (2)技術提案型総合評価方式を適用する理由
- (3)技術提案型総合評価方式における評価の項目及び方法並びに落札者の決

定方法

- (4)入札に参加しようとする者が提出すべき書類及びその提出方法並びに技 術提案のヒアリングに関する事項
- (5)予定価格及び調査基準価格に関する事項

(技術提案に関するヒアリング)

- 第 10 条 契約担当者は、必要に応じて入札をした者から提出された技術提案についてヒアリングを実施するものとする。
- 2 契約担当者は前項のヒアリングを審査委員会に行わせることができる。

(技術提案等の評価)

- 第 11 条 契約担当者は、入札をした者から提示された技術提案等について評価を行い、技術評価点を算出するものとする。
- 2 前項の評価のうち技術提案評価点は審査委員会により評価を行うものとする。

(技術提案の取扱い)

第12条 技術提案について、その内容が一般的に使用されている内容と認められる場合は、区は当該提案を無償で使用できるものとする。ただし、特許権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではない。

(責任の所在等)

第13条 区が技術提案の採用を認めた場合においても、技術提案型総合評価方式において落札し契約の相手方となった者(以下「受注者」という。)が本工事の施工をする際、その責任は軽減又は免除されないものとする。

(技術提案に係る部分の施工方法)

第 14 条 受注者は、技術提案に係る部分(以下「技術提案部分」という。)に ついて当該技術提案に基づいて施工するものとし、技術提案部分についての 契約変更は原則として行わないものとする。

(技術提案等が達成されなかった場合の取扱い)

第 15 条 受注者の責めに帰すべき事由により、技術提案等が達成されなかった ときは、受注者は実施要領に定める方法により違約金を支払わなければなら ない。

(入札結果等の公表)

- 第 16 条 契約担当者は、落札者を決定したときは次に掲げる事項について公表するものとする。
- (1)落札者
- (2)落札者を決定した理由
- (3)入札をした者の評価結果

(費用負担)

第17条 入札をした者(入札を辞退した者を含む。以下この条において同じ。) が技術提案その他の入札手続きに要した一切の費用は、入札をした者の負担 とする。

(適用除外)

第18条 この要綱の施行にあたり、世田谷区施工能力審査型総合評価方式実施 要綱(平成26年4月11日26世経理第22号)の規定は適用しない。

(その他)

第19条 この要綱の施行について必要な事項は、財務部長が別に定める。